

## 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集

消防庁は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成 26 年 7 月 26 日から平成 26 年 8 月 24 日までの間、意見を募集します。

### 1 改正内容

今回の改正は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 26 条第 1 項の防災規程に定めなければならない事項として、災害の現場における特定事業所の事業実施の統括管理者による消防隊への情報提供に関することを追加等するものです。

### 2 意見募集対象及び意見募集要領

- 意見募集対象  
石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）
- 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

### 3 意見募集の期限

平成 26 年 8 月 24 日（日）（必着）（郵送についても、募集期間内必着とします。）

### 4 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。



（連絡先）  
消防庁特殊災害室  
担当：宮崎補佐、橋高係長  
TEL：03-5253-7528（直通）  
FAX：03-5253-7538

## 意見募集要領

### 1 意見募集対象

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）

### 2 資料入手方法

意見募集対象となる「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）」については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

### 3 意見提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見は御遠慮願います。

#### （１）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：tokusai@ml.soumu.go.jp

消防庁特殊災害室あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

#### （２）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁特殊災害室あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、

担当までお問合せください。)

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) F A Xを利用する場合

F A X 番号：03-5253-7538

消防庁特殊災害室あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### 4 意見提出期限

平成26年8月24日(日)(郵送の場合についても、同日必着)

#### 5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口(e-GOV)「パブリックコメント」欄に掲載するほか、消防庁特殊災害室において配布します。

なお、御提出いただいた記載内容は、連絡先を除き、すべて公開される可能性があることを御承知おき願います(匿名希望及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、御意見に対しての個別回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁特殊災害室 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）について

平成 26 年 7 月  
消防庁特殊災害室

【改正理由】

東日本大震災及びその後において発生した石油コンビナート災害では、大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、更には石油コンビナート等特別防災区域の外部にまで影響が及ぶ事案も発生している。

これらを踏まえ、石油コンビナート災害に関する課題及び対策を検討するため、平成 25 年度に「石油コンビナート等防災体制検討会」（座長：小林恭一 東京理科大学大学院教授）が開催された。当該検討会では、災害の現場において活動を行う消防隊に対して速やかに応急措置上必要な情報が提供されるよう、あらかじめ事業所の情報提供体制を定めておくことが災害の拡大防止や人命救助のため重要であるとされた（別紙参照）。

今回の改正はこの提言を踏まえ、事業所の自衛防災組織が行うべき防災業務を定めた防災規程に情報の提供に関する事項を追加し、その他所要の文言の整理を行うものである。

【内容】

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 26 条第 1 項の防災規程に定めなければならない事項として、災害の現場における特定事業所の事業実施の統括管理者による消防隊への情報提供に関することを追加する旨の改正を行うものである。

【施行期日】

平成 27 年 4 月 1 日

# (1) 石油コンビナート等防災本部のあり方について

## 背景

最近の事故事例から見た石油コンビナート等防災本部等の求められる活動・業務の整理

### (事故事例)

- ・(千葉県)コスモ石油(株)千葉製油所アスファルト流出事故
- ・(兵庫県) (株)日本触媒姫路製造所爆発火災事故
- ・(山口県)三井化学(株)岩国大竹工場製造施設爆発火災事故
- ・(沖縄県)沖縄ターミナル(株)原油漏えい事故



(株)日本触媒姫路製造所爆発火災事故



三井化学(株)岩国大竹工場製造施設爆発火災事故

## 充実強化が必要な項目を整理

- (1) 関係機関の情報共有
- (2) 関係機関の連携体制
- (3) 住民等への情報伝達
- (4) 教育・訓練体制の充実

## 充実強化のあり方

### (1) 関係機関の情報共有

- ・初期段階において、応急対策上必要な情報を把握し、消防機関をはじめ、保安や環境等を担当する関係機関等と共有することが必要。
- ・現場活動を行う関係者に速やかに応急対策上必要な情報が提供されるよう、特定事業所の協力を得ることができる仕組みをあらかじめ構築することが重要。
- ・石油コンビナート等災害防止法(以下「石災法」という。)第24条の2に規定する「情報提供の要求」への対応について、防災規程に規定することが必要。

### (2) 関係機関の連携体制

- ・石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)は、石災法の規定に基づき33の道府県に置かれている組織であり、その組織についても、本部長は当該防災本部を設置する都道府県の知事、本部員は国の機関、自衛隊、警察、市町村長、消防長、特定事業所の代表者等と規定され(石災法第28条)、防災本部として必要な機関との一元的な連絡調整ができるように配慮されている。
- ・応急対応後の発災事業所に対する報告の徴収(石災法第39条)、立入検査(同第40条)の規定を活用し、関係機関と連携した再発防止策の策定、事業者の指導など必要な対応を行うことも可能。

### (3) 住民への情報伝達

- ・近隣の住民等への情報の伝達については、コンビナート事故があったこと、取り得る避難等の方法を伝達することが必要。
- ・防災本部においては、関係機関の情報伝達の資源を把握し、必要な情報が適切なタイミングで、適切な対象者に伝わるよう、調整を行っていくことが必要。

### (4) 教育・訓練体制の充実

- ・(1)から(3)を踏まえると、実際に発生した事故や自然災害の状況を参考に、対処すべき内容を想定して、石油コンビナート等防災計画の充実を図るとともに、関係機関を含めた防災訓練を実施することが必要。

○総務省令第 号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十八条第一項の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「漏洩<sup>えい</sup>」を「漏えい」に改める。

第二十六条第一項第九号中「漏洩<sup>えい</sup>」を「漏えい」に、「事業所」を「特定事業所」に、「統括管理者の」を「統括管理者による」に改め、同項第十一号中「当該特定事業所」を「特定事業所」に改め、同項第十四号中「事業所」を「特定事業所」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 災害の現場における特定事業所の事業実施の統括管理者による消防隊への情報提供に関すること。

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。



○石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和五十一年自治省令第十七号)新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(非常通報設備)</p> <p>第十三条 特定事業者は、その特定事業所に、当該特定事業所における出火、石油等の漏えいその他の異常な現象の発生について、直ちに、消防署又は市町村長の指定する場所、当該特別防災区域内の関係事業所(隣接する特定事業所及び連絡導管により当該特定事業所に原料若しくは用役を供給し、又は当該特定事業所から原料若しくは用役の供給を受けている事業所をいう。)及び共同防災組織(当該特定事業所に係る共同防災組織が設置されている場合に限る。)に通報することができる無線設備又は有線電気通信設備を設置しなければならない。</p> <p>(防災規程)</p> <p>第二十六条 法第十八条第一項の防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 出火、石油等の漏えいその他の異常な現象が発生した場合における特定事業所の事業実施の統括管理者による消防機関への通報に関すること。</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の</p> | <p>(非常通報設備)</p> <p>第十三条 特定事業者は、その特定事業所に、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について、直ちに、消防署又は市町村長の指定する場所、当該特別防災区域内の關係事業所(隣接する特定事業所及び連絡導管により当該特定事業所に原料若しくは用役を供給し、又は当該特定事業所から原料若しくは用役の供給を受けている事業所をいう。)及び共同防災組織(当該特定事業所に係る共同防災組織が設置されている場合に限る。)に通報することができる無線設備又は有線電気通信設備を設置しなければならない。</p> <p>(防災規程)</p> <p>第二十六条 法第十八条第一項の防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 出火、石油等の漏洩その他の異常な現象が発生した場合における事業所の事業実施の統括管理者の消防機関への通報に関すること。</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 当該特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図</p> |

整備に関すること。

十二 (略)

十三 災害の現場における特定事業所の事業実施の統括管理者による消防隊への情報提供に関すること。

十四 防災規程に違反した防災管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、特定事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関し必要な事項

2  
29 (略)

面の整備に関すること。

十二 (略)

(新設)

十三 防災規程に違反した防災管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関し必要な事項

2  
29 (略)